

議案第 1 1 3 号

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例

第1条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」を「100分の125」とあるのは「100分の165」に改める。

第2条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(第1条) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 以下 略	第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 以下 略

(第2条) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」<u> </u>とする。 以下 略	第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」<u> </u>とする。 以下 略

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

2 改正の内容

（第 1 条及び第 2 条）

人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の支給割合について年間 0.05 月分引下げるもの。令和 3 年度以降においては、6 月期と 12 月期の支給月数が均等になるよう配分。（第 9 条関係）

区 分	6 月 期	12 月 期	年 間
現 行	1.700 月	1.700 月	3.40 月
改 正 後 （第 1 条）	1.700 月	<u>1.650 月</u>	<u>3.35 月</u>
改 正 後 （第 2 条）	<u>1.675 月</u>	<u>1.675 月</u>	3.35 月

3 施行日 （第 1 条）公布の日

（第 2 条）令和 3 年 4 月 1 日